

奈良労働局発表

令和8年8月10日

【照会先】

奈良労働局労働基準部

賃金室長 中村 茂樹

室長補佐 生地 廣行

電話 0742-32-0206

報道関係者 各位

令和8年度 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

～ 時間額56円引上げ1,107円へ～

本日、奈良地方最低賃金審議会（会長 下山 朗）は、本審議会を開催し、本年7月2日に奈良労働局長（石崎 琢也）から諮問を受けた奈良県最低賃金の改正決定について、答申を行った。

答申による引上げ額等は、次のとおりである。

最低賃金の件名	現 行	令和8年度（今回の答申）		
	時間額	時間額	引上げ額	引上げ率
奈良県最低賃金	1,051円	1,107円	56円	5.33%

今回の答申は、本年7月28日に中央最低賃金審議会で示された目安（奈良県の場合56円引上げ）を参考にしつつ、現下の最低賃金を取り巻く状況、関係労使からの意見及び最低賃金に関する実態調査結果等を総合的に勘案し、数次にわたる慎重な審議の結果なされたものである。

奈良労働局長は、今回の答申の内容について、本日付けで「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行った。

この公示では、当該改正決定についての意見に異議のある関係労使に対し、8月25日までに、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出するよう求めている。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年10月4日からとなる予定である。

異議申出があれば、異議の内容等について本審議会において再度審議が行われることとなる。

令和８年度の審議会経過について

「本審議会」

第１回	R 0 8 . 7 . 2	第 5 1 9 回	奈良地方最低賃金審議会（諮問）
第２回	R 0 8 . 8 . 3	第 5 2 0 回	奈良地方最低賃金審議会（関係労使の意見聴取）
第３回	R 0 8 . 8 . 10	第 5 2 1 回	奈良地方最低賃金審議会（答申）

「専門部会」

第１回	R 0 8 . 7 . 23	奈良県最低賃金専門部会
第２回	R 0 8 . 8 . 3	奈良県最低賃金専門部会
第３回	R 0 8 . 8 . 5	奈良県最低賃金専門部会
第４回	R 0 8 . 8 . 7	奈良県最低賃金専門部会（結審）

奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成 29 年度	7 8 6 円	2 4 円	3 . 1 5 %
平成 30 年度	8 1 1 円	2 5 円	3 . 1 8 %
令和元年度	8 3 7 円	2 6 円	3 . 2 1 %
令和 2 年度	8 3 8 円	1 円	0 . 1 2 %
令和 3 年度	8 6 6 円	2 8 円	3 . 3 4 %
令和 4 年度	8 9 6 円	3 0 円	3 . 4 6 %
令和 5 年度	9 3 6 円	4 0 円	4 . 4 6 %
令和 6 年度	9 8 6 円	5 0 円	5 . 3 4 %
令和 7 年度	1 , 0 5 1 円	6 5 円	6 . 5 9 %
令和 8 年度	1 , 1 0 7 円	5 6 円	5 . 3 3 %